

第 1 章 計画策定の概要

1-1 都市計画マスタープランの概要

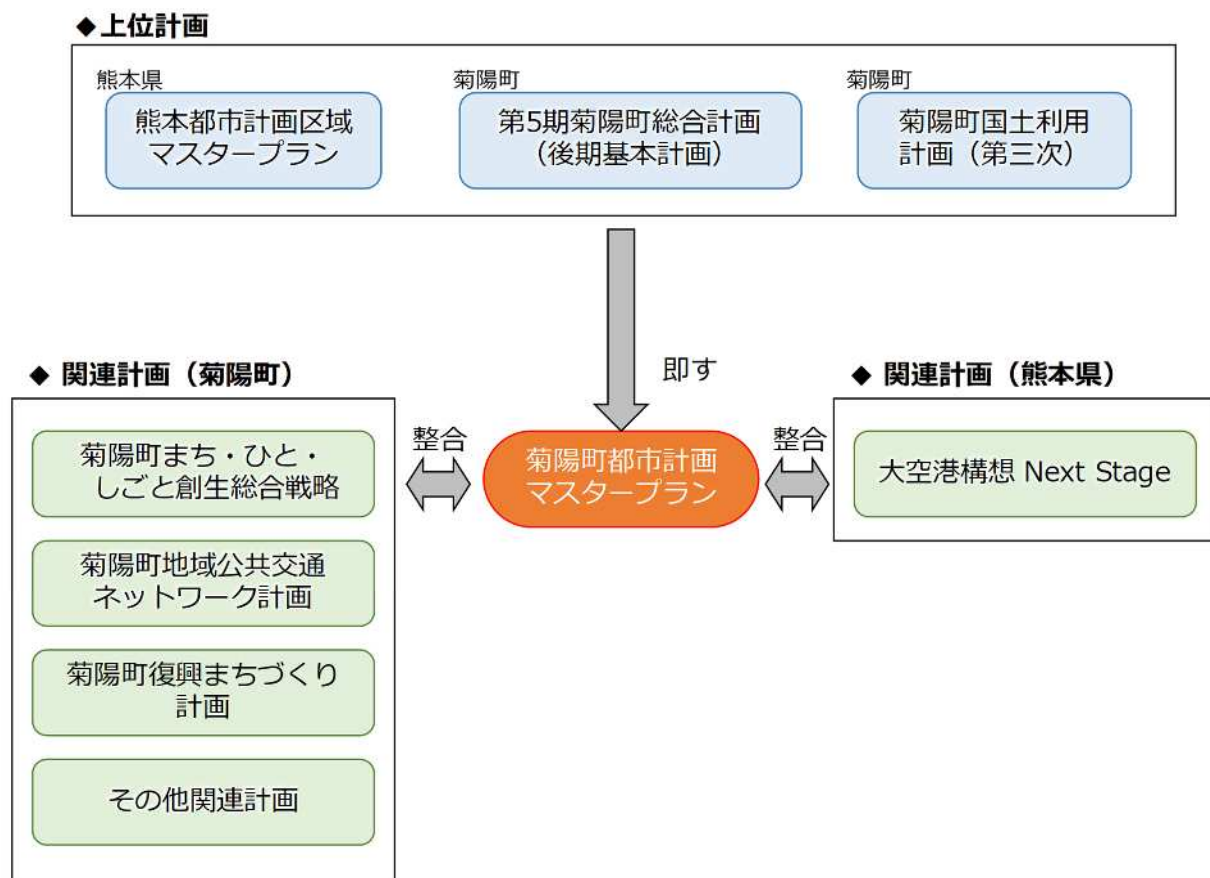
都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映しながら、具体性のある将来の都市づくりビジョンを分かりやすく描き、それに則った地区別のあるべき「まち」の姿を定め、実現に向けた施策を明らかにするものです。

<求められる役割>

- ・ 長期的な視点に立って、都市づくりに関する菊陽町の将来ビジョンを明らかにします。
- ・ 将来ビジョンを実現するための基本的な方針を明らかにします。
- ・ 都市づくりに関連するその他の計画との整合を図ります。
- ・ 住民や事業者などに対して、都市づくりへの積極的な参加を促します。

1-2 計画の位置づけ

菊陽町都市計画マスタープランは、熊本県が広域的な見地から定めた「熊本県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」、町議会の議決を経て定めた「第5期菊陽町総合計画」及び「菊陽町国土利用計画」に即すとともに、町民との合意形成を図りながら、本町の都市づくりに関連する各種計画と連携して定めます。



▲ 本計画の位置づけ

1-3 計画の見直しの背景

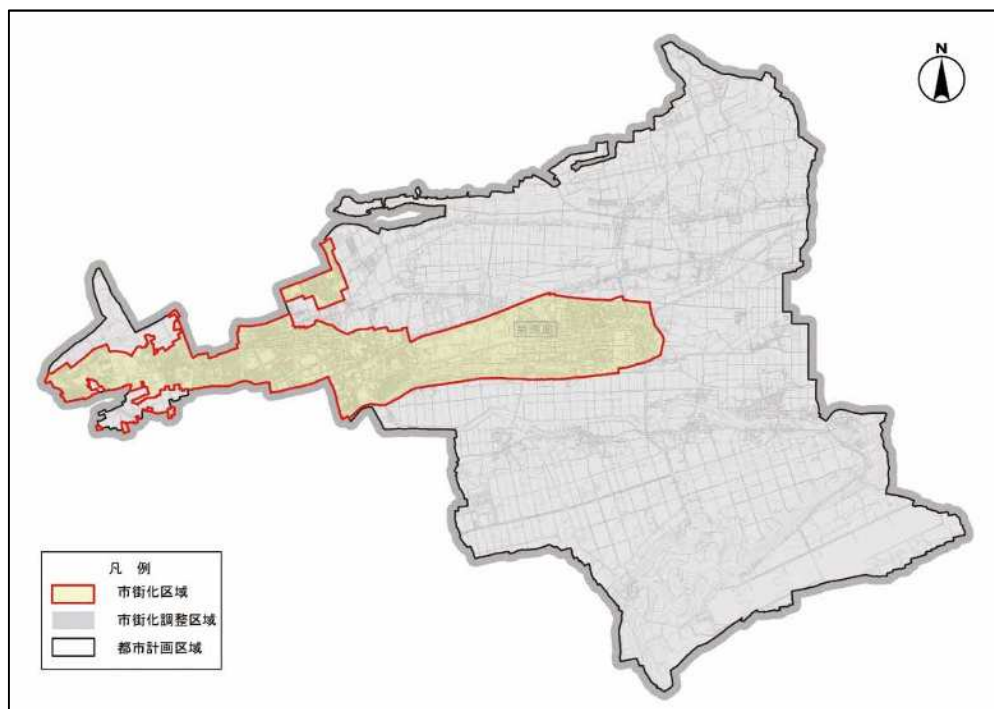
本町では、住みやすい都市づくりを目指して、平成12年3月に都市計画マスタープランの当初策定を行い、平成22年3月に1回目の改訂を行っています。

また、前回の改訂から10年が経過しており、人口の増加、経済活動の発展、高齢化の進展、地震や豪雨などの都市災害及びインフラ設備の老朽化など、新たな課題も生じてきているところです。

そこで、持続的な発展を維持した都市づくりを進めていくためには、社会情勢などの変化に対応した将来目標や都市づくりの方針などを新たに定める必要があることから、今回、都市計画マスタープランの見直しを行うこととします。

1-4 計画の対象区域

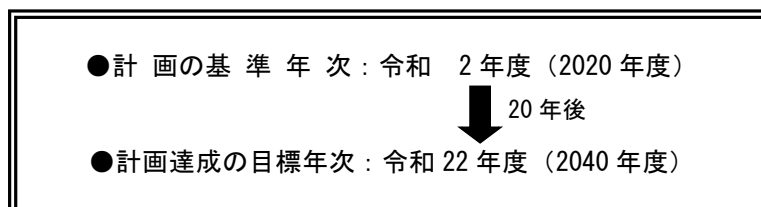
都市計画を定める範囲は、原則として都市計画区域内が対象となるため、町全域を対象区域とします。



▲ 都市計画区域図

1-5 計画の目標年次

目標年次は、20年後の令和22年度（2040年度）とします。

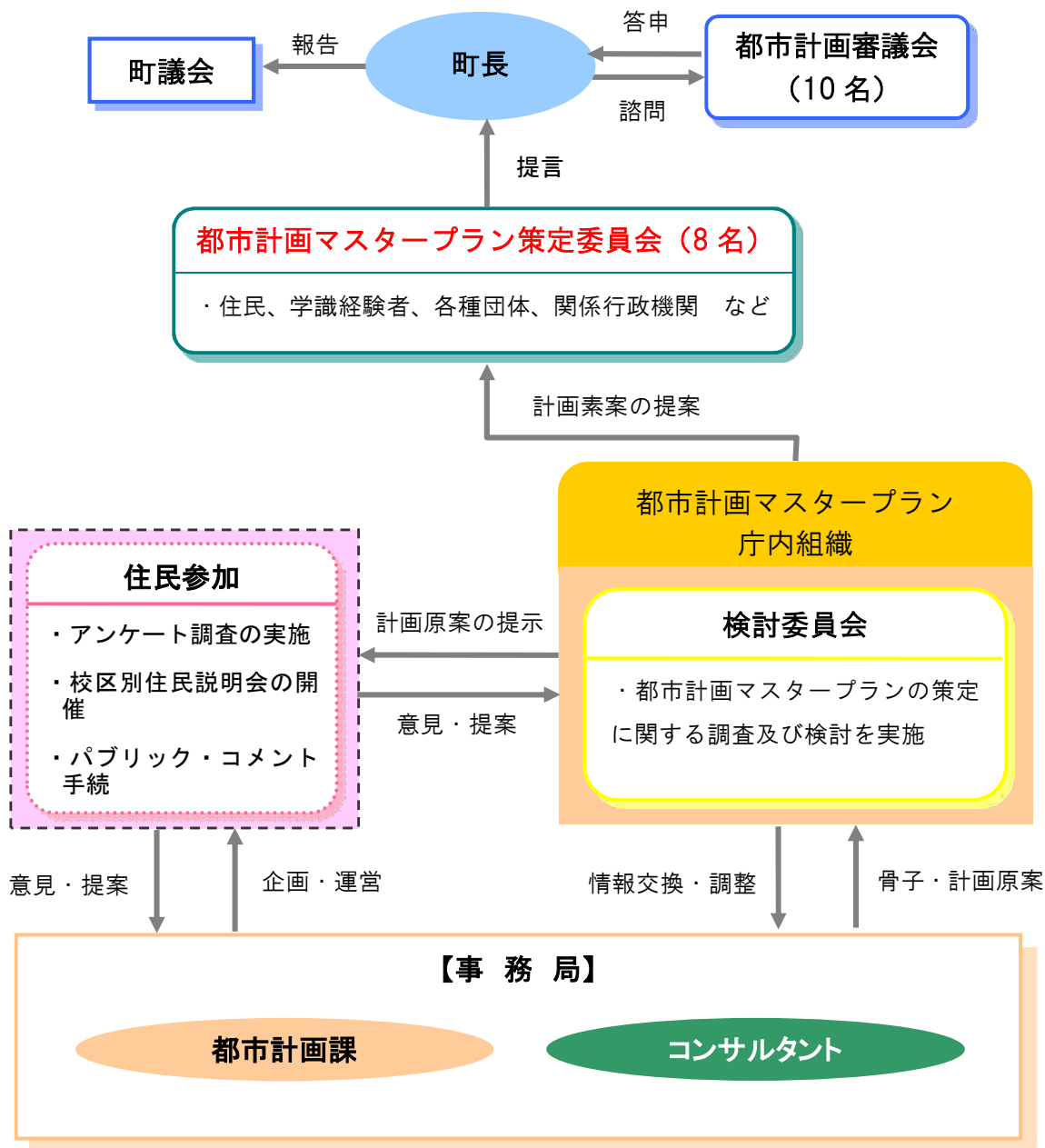


1-6 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、「検討委員会」と「策定委員会」を設置し、住民の意見を踏まえながら進めます。

「検討委員会」は、庁内の関係各課長などで構成されており、計画の素案を作成します。

「策定委員会」は、住民の代表、学識経験者、各種関係団体、関係行政機関などで構成されており、「検討委員会」で作成した計画の素案に対して、それぞれの見地から検討を行います。



▲ 策定体制